

安城市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定に基づき措置の勧告を実施したので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和5年1月26日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 野場 慶徳

令和5年1月26日

安城市長 神谷 学 様

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 野場 慶徳

監査の結果に関する報告に係る措置について（勧告）

令和4年11月4日から12月23日までの間に実施した定例監査の結果、下記のとおり特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）がありました。

ついては、必要な措置を講じるとともに、令和5年3月17日（金）までにその内容を監査委員に通知してください。

記

1 特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）

（1）秘書課

業務委託契約において、契約書に定めているセキュリティ関連書類の提出を受けていなかったため、適切な事務執行に努められたい。

（2）生涯学習課

業務委託契約において、前回と同様に長期継続契約で契約書に各年度の支払金額が明示されていなかったため、適切な事務執行に努められたい。

2 措置を講ずべき理由

（1）秘書課

安城市情報セキュリティ規則第38条第1項の規定により、情報資産を取り扱う業務を委託する場合は、適切なセキュリティ対策が確保されていることを確認しなければならない。

（2）生涯学習課

地方自治法第208条第2項により、各会計年度における歳出は、その年度の歳入から充てなければならないため、各会計年度の支払金額は明確にしてお

かなければならない。